令和４年１１月１日

組合員各位

つがるにしきた農業協同組合
代表理事組合長　澁谷　勝志
（　公　印　省　略　）

８月豪雨災害による農産物被害一部助成の受付について

８月の豪雨により被災された組合員及びご家族の皆様に心よりお見舞い申し上げます。
さて、先般ご案内した通りＪＡでは、８月の豪雨により農産物の被害に遭われた組合員に対し、営農継続を目的に被害金額の一部を助成することとしました。
つきましては下記の日程で受付しますので、ご多忙中誠に恐縮ですが期間内に手続きくださいますようお願い申し上げます。
なお、水稲に関しては冠水した面積のみ対象となり、また受付期間以降については受付対応できませんのでご了承ください。

記

１．受付期間及び受付場所

日　付	時　間	場　所	対象地区
１１月１６日（水）	9:00～16:00	つがる白神支店２階会議室	白神管内
１１月１７日（木）	9:00～16:00	つがる白神支店２階会議室	白神管内
１１月１８日（金）	9:30～15:00	深浦事業所	深浦、岩崎管内
１１月２８日（月）	9:00～16:00	つがる白神支店２階会議室	白神、深浦、岩崎管内

※受付当日は混み合うことが予想され待ち時間が発生する場合がありますのでご了承ください。また 12:00～13:00 は受付時間外と致します。
また、上記の受付日に都合がつかない場合は、１１月２４日（木）までに支店長・事業所長へ連絡くださるようお願いします。

２．助成対象・助成基準

令和４年８月豪雨災害により**農産物に合計 300,000 円以上**の被害を受けた当ＪＡ組合員。なお１世帯複数組合員の場合は１世帯（一軒）一請求。

農産物の被害額は、裏面記載の「農産物被害額算定基準」を基に、作物ごとの被害面積に 1a 当たりの被害額を掛けた金額で算出します。**300,000 円以上**となった場合は被害額の 10％を助成（上限 30 万円）しますので、助成の手続き（受付）をして下さい（**被害額が 300,000 円に満たない場合は申請できません**）。

また、助成金はＪＡ全体の助成金額を勘案し助成率・上限を引き下げる場合があります。
なお、助成対象となる組合員が、令和４年１２月２０日基準で延滞する債務を有する場合、当組合の判断により優先して債務に充当します。

３．受付時に持参するもの

①印鑑（通帳印）
②助成金を入金する通帳
※原則当ＪＡ貯金口座としますが、当ＪＡ口座以外（他金融機関）をご指定の場合は、振込手数料を助成金から差し引いて入金します。
③令和４年８月豪雨災害による農産物被害状況確認書（JA 様式）は事前に発行できますので、お問い合わせください。
お問い合わせ先　つがるにしきた農協深浦事業所　℡84-1001
④裏面で被害額を計算した本案内文書
⑤農協に農産物を出荷していない作物を申請する場合は販売を証明するもの及び被災したことがわかる写真

４．その他

ＪＡでは、令和４年８月豪雨災害により影響を受けた農業者及び、ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等により影響を受けた農業者への災害緊急資金対応を行っています。被害助成の受付会場には、融資担当者を同席させますのでご相談くださるようお願いします。

農産物被害額算定基準は裏面に記載

【農産物被害額算定基準】　　組合員氏名

作　物　名	被害額／a（円）（A）	記入欄 被害面積（a）（B）	記入欄 被害額計（円）（C）＝（A）×（B）
水稲（冠水のみ）	2,942		
大豆	1,600		
りんご	59,400		
ブロッコリー	34,500		
ねぎ	96,600		
アスパラガス（立茎）	48,720		
アスパラガス（普通）	4,294		
トマト（全滅）	190,260		
トマト（しおれ）	95,130		
ミニトマト	266,700		
ミニトマト（しおれ）	133,350		
ながいも	92,700		
ごぼう	46,935		
とうもろこし	26,145		
きゅうり	96,600		
さやいんげん	26,726		
さやえんどう	44,244		
枝豆	18,699		
かぼちゃ	16,288		
ばれいしょ	21,501		
にんじん	35,349		
にら	7,938		
花き	244,200		
すいか	30,150		
メロン	71,060		
ぶどう	24,732		
その他作物	500		
合　　計		（D）⇒	

※助成金は被害額合計（D）の１０％か 300,000 円のいずれか少ない金額（小数点以下切り上げ）

→ 円

被害額が３０万円以上となった場合は、助成の申請をし

← 左の表で計算

※①個々の被害程度に差はありますが、１ａ当たりの被害額は定額とします。

※②トマト・ミニトマトについて、大雨被害後も収穫が続いた場合は「しおれ」の被害額を適用します。

※③作物名に記載のない作物に被害があった場合は、「その他作物」の被害額で計算します。

※④大豆を特定作業受託する組織は、地権者が助成申請をした場合その被害面積を引いた面積を被害面積とするので、被害面積を算出するにあたっては、農協担当職員と相談くださるようお願いします。

※⑤水稲の場合は、冠水した面積だけが対象となります。
- 冠水とは：穂の半分または全部が全て水に浸かった状態が 1～2 日続いた状態。
- 冠水以外：穂の下までが水に浸かった状態（**対象外**）

【面積の単位の計算例】102a×2,942 円＝３００，０８４円
（詳しくは、つがるにしきた農協深浦事業所へお問い合わせください）

（D）の被害額の合計が 300,000 円を超える場合は、表面に記載の受付日に申請手続き下さるようお願いします。

ご不明な点については、支店事業所担当者へ連絡くださるようお願い申し上げます。

【連絡先・電話番号】
つがるにしきた農業協同組合
深浦事業所　　0173-84-1001